最終更新日：2016年6月24日
沖電気工業株式会社
代表取締役社長執行役員 鎌上信也
問合せ先：経営企画部IR室長 山内篤
証券コード：6703
http://www.oki.com/jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

OKIグループ（当社および連結子会社）は、多様なステークホルダーの信頼に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることが経営の最重要課題であるとの認識に立ち、「経営の公正性・透明性の向上」「意思決定プロセスの迅速化」「コンプライアンスの徹底およびリスク管理の強化」を基本方針として、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

（補充原則4－11－3）
当社は、2016年4月に、取締役会の運営等について、取締役および監査役に対するアンケートを実施いたしました。この結果に基づき、取締役会においてさらなるコーポレート・ガバナンスの充実に向けた議論を行うなかで、取締役会全体の実効性についても社外役員の意見もふまえた評価を行い、その結果の概要を開示してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示項目の内容は、次のとおりです。

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】
当社は、純投資目的以外に、取引先、提携先等との安定的な関係の構築・維持・強化等を図り、以て当社の中長期的な企業価値向上に資すると認められる相手先につき、いわゆる政策保有株式として、その株式を保有いたします。
政策保有株式に係る議決権は、投資先企業および当社の中長期的な企業価値の向上に適うか否かを基準として行使いたします。

【原則1－7 関連当事者間の取引】
当社は、取締役会規程に基づいて取締役の利益相反行為について取締役会が監督するとともに、監査役監査基準に基づいて監査役が監査を行っております。
なお、当社には現在、当社株式の10%以上を保有する主要株主はおりません。

【原則3－1 情報開示の充実】
(1)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
企業理念および中期経営計画について、当社ウェブサイトに開示しております。
・企業理念 http://www.oki.com/jp/profile/spirit/
・中期経営計画2016 http://www.oki.com/jp/ir/filing/2013/f13017.html

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書「Ⅰ. 1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書「Ⅱ. 1.【取締役報酬関係】」に記載しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社は、役員の選任にかかわるプロセスの透明性を確保するため、任意の委員会として「人事・報酬諮問委員会」を設置しています。同委員会は、社外役員2名を含む4名の委員で構成されており、委員長は社外役員から選任しています。人事・報酬諮問委員会は、取締役および執行役員の人事について客観的な視点から審議を行い、その結果を取締役会に答申します。また監査役候補の人事について、委員会としての意見を監査役に伝えます。
当社は取締役・監査役候補の指名、および執行役員の選任を行うにあたり、法律上の適格性を満たしていることに加え、以下の事項を考慮しています。
・人格、見識、高い倫理観、公正さ、誠実さを有し、遵法精神に富んでいること
・OKIグループの企業理念の実現と、持続的な企業価値の向上に向けて職務を遂行できること

(5)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役候補者および監査役候補者の選任理由、および略歴・担当等については、「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類および事業報告、ならびに有価証券報告書に記載しております。
・株主総会招集ご通知 http://www.oki.com/jp/ir/shareholder/meeting.html
・有価証券報告書 http://www.oki.com/jp/ir/finance/library/yuuhoupdf/92.pdf
なお、社外取締役および社外監査役の選任理由は、本報告書「Ⅱ. 1.【取締役関係】【監査役関係】」にも記載しております。

【原則4－1 取締役会の役割・責務(1)】
（補充原則4－1－1）
当社は取締役会が定める取締役会規程において、法令、定款に定める事項、経営の基本方針など重要事項を取締役会に付議すべき事項とし

て規定しております。執行役員は取締役会で決定された経営の基本方針などに則って業務を執行しております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
本報告書「Ⅱ. 1.【独立役員関係】」に記載しております。

【原則4－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
（補充原則4－11－1）
当社の取締役会は、会社の業務執行に関する重要な事項の審議決定、および業務執行の監督という責務を果たすため、定款に定める15名以内の範囲で、複数名の独立社外取締役を置くとともに、取締役の専門分野、職務経験等を考慮した構成としています。

（補充原則4－11－2）
取締役および監査役（候補者を含む）の重要な兼職状況については、「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類および事業報告ならびに有価証券報告書において開示しております。
・株主総会招集ご通知　http://www.oki.com/jp/ir/shareholder/meeting.html
・有価証券報告書　http://www.oki.com/jp/ir/finance/library/yuuhoupdf/92.pdf
なお、社外取締役および社外監査役の状況は、本報告書「Ⅱ. 1.【取締役関係】【監査役関係】」にも記載しております。

【原則4－14　取締役・監査役のトレーニング】
（補充原則4－14－2）
当社は、取締役・監査役に対し、各々の役割と責務を果たすために必要な外部専門機関によるセミナーや研修等の機会を提供いたします。
本方針に基づき、専門家によるセミナー等の実施、外部機関による研修の利用など、必要な支援をしております。また新任役員を対象とした研修を実施しているほか、社外役員には、就任時に当社グループの事業内容への理解を深めるための説明を行い、事業所や工場の訪問も実施しています。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主をはじめとするステークホルダーとの建設的な対話を積極的に行い、市場の声を適切に経営や事業活動に活かすことが経営の効率化と企業価値の向上につながるという認識から、社長および財務責任者が中心となって株主との対話を実施し、専任部門のIR室がこれを補佐しています。
具体的には、経営説明会や四半期ごとの決算説明会をはじめ、各種ミーティングなどを実施するほか、主要株主については個別の面談を実施するなど、合理的な範囲で株主との直接の対話の機会を設けています。
IR活動においては随時個別の面談を実施することに加え、ウェブサイト、アニュアルレポート等を通じて積極的な情報提供を行います。IR活動を通して把握した株主の意見については、定期的に経営陣幹部にフィードバックします。
対話の基盤となる開示情報については、IR室が関連部門と協議、情報共有したうえで、適時適切かつ公正な開示を行います。また、インサイダー情報の取り扱いについては、「インサイダー取引防止規程」に則り厳重に管理することを経営陣幹部、社員に周知徹底し、インサイダー情報漏洩防止を図ります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
MSIP CLIENT SECURITIES	37,782,000	4.33
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	35,675,426	4.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	32,111,000	3.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	28,999,000	3.32
沖電気グループ従業員持株会	17,554,619	2.01
株式会社みずほ銀行	14,196,486	1.63
SMBC日興証券株式会社	14,111,000	1.62
ヒューリック株式会社	14,076,590	1.61
明治安田生命保険相互会社	14,000,970	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	13,146,000	1.51

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、平成28年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しています。
平成28年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行およびその共同保有者が、平成28年3月31日現在、全体で44,606千株（所有株式数の割合5.11%）の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石山　卓磨	学者											
森尾　稔	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石山　卓磨	○	日本大学法科大学院教授	直接会社経営に関与した経験はないが、弁護士および法学博士としての経験と専門知識を有しており、特に会社法専門家として客観的立場から当社の経営に対する適切な監督が可能であると判断したため。 当社はそれぞれの専門分野での経験や知識が現在の当社にとって有用であることに加え、「社外役員選任にあたっての独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反のおそれがないと判断される人物を社外取締役、社外監査役に選任しています。 石山氏は上記要件を満たすことから、独立役員に指定しました。

森尾　稔	○	森尾　稔は、ソニー株式会社の出身であり、現在同社社友、株式会社横浜銀行および株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループの社外取締役です。 なお、上記取引先とOKIグループとの受取額または支払額は、OKIグループまたは取引先の連結売上高の1%未満です。	出身元での豊富な経験と人格および識見から、当社の経営に対する適切な監督が可能であると判断したため。 当社はそれぞれの専門分野での経験や知識が現在の当社にとって有用であることに加え、「社外役員選任にあたっての独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反のおそれがないと判断される人物を社外取締役、社外監査役に選任しています。 森尾氏は上記要件を満たすことから、独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社では、取締役の選解任、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・透明性と説明責任を強化するために「人事・報酬諮問委員会」を設置しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役会で決定した監査方針、方法等に基づき、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役などから受領した報告内容の検証、会社の業務および財産の状況に関する調査などを行い、社外取締役、および内部監査部門である監査室や会計監査人との緊密な連携のもと、取締役の職務執行の監査を実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
濱口　邦憲	他の会社の出身者										△			
新田　陽一	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
濱口　邦憲	○	濱口　邦憲は、立石電機株式会社（現オムロン株式会社）および加賀デバイス株式会社の出身です。 なお、上記取引先とOKIグループとの受取額または支払額は、OKIグループまたは取引先の連結売上高の１％未満です。未満です。	出身元での豊富な経験と人格および識見から、取締役の職務執行に対する的確な監査が可能であると判断したため。 当社はそれぞれの専門分野での経験や知識が現在の当社にとって有用であることに加え、「社外役員選任にあたっての独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反のおそれがないと判断される人物を社外取締役、社外監査役に選任しています。 濱口氏は上記要件を満たすことから、独立役員に指定しました。
新田　陽一	○	新田　陽一は、安田生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）および明治安田損害保険株式会社の出身です。 なお、上記取引先とOKIグループとの受取額または支払額は、OKIグループまたは取引先の連結売上高の１％未満です。	出身元での豊富な経験と人格および識見から、取締役の職務執行に対する的確な監査が可能であると判断したため。 当社はそれぞれの専門分野での経験や知識が現在の当社にとって有用であることに加え、「社外役員選任にあたっての独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反のおそれがないと判断される人物を社外取締役、社外監査役に選任しています。 新田氏は上記要件を満たすことから、独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

「社外役員選任にあたっての独立性判断基準」

当社は以下の基準に基づいて社外取締役および社外監査役を選任しています。
（1）OKIグループ（当社および当社の関係会社）の業務執行者*1でないこと。
（2）OKIグループを主要な取引先（OKIグループへの売上高が、当該取引先グループの総売上高の2%を超える者）とする者又はその業務執行者でないこと。
（3）OKIグループの主要な取引先（当該取引先へのOKIグループの売上高が、OKIグループ総売上高の2%を超える者）又はその業務執行者でないこと。
（4）当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者でないこと。
（5）OKIグループが主要株主となっている者の業務執行者でないこと。
（6）OKIグループから役員報酬以外に多額の金銭（年間1,000万円超）その他の財産（年間1,000万円超相当の財産）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）でないこと。
（7）当社の法定監査を行う監査法人に所属する者でないこと。
（8）過去10年間において、上記（1）から（7）までに該当していた者でないこと。
（9）下記に掲げる者の二親等以内の近親者でないこと。
a. 上記（2）から（7）までに掲げる者（ただし、（2）から（5）までの「業務執行者」においては重要な業務執行者*2、（6）の「団体に所属する者」においては重要な業務執行者およびその団体が監査法人や法律事務所等の会計や法律の専門家団体の場合は公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者、並びに（7）の「監査法人に所属する者」においては重要な業務執行者および公認会計士等の専門的な資格を有する者に限る。）
b. OKIグループの重要な業務執行者
c. 過去10年間において、上記bに該当した者

*1 「業務執行者」とは、取締役(除く社外取締役)、執行役員、使用人等の業務執行をする者をいう。
*2 「重要な業務執行者」とは、取締役(除く社外取締役)、執行役員、部門長等の重要な業務執行をする者をいう。

なお、当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

下記【取締役報酬関係】における「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しています。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明 更新

2016年度より、中長期のインセンティブ報酬として株式報酬型ストップオプションを導入いたします。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2015年度(2016年3月期)、取締役に支払った報酬の総額は258百万円、監査役に支払った報酬の総額は46百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員報酬の決定にかかわるプロセスの透明性と判断の客観性を確保するため、任意の委員会として「人事・報酬諮問委員会」を設置しています。同委員会は、社外役員2名を含む4名の委員で構成されており、委員長は社外役員から選任しています。人事・報酬諮問委員会は、取締役および執行役員の報酬制度・水準などについて客観的な視点から審議を行い、その結果を取締役会に答申します。また監査役の報酬は、監査役の協議により決定いたします。
取締役および執行役員の報酬は、継続して企業価値向上と企業競争力を強化するために、業績向上へのインセンティブとして機能するとともに、優秀な人材を確保できる報酬制度であることを基本的な考え方としています。2016年度からは、OKIグループの持続的な成長を達成し、よりアグレッシブな目標設定や中長期的成長に重点をおいた経営へシフトするために、役員の報酬制度を改めました。その報酬体系は、基本報酬と、単年度の業績に連動した年次インセンティブ報酬および中長期インセンティブ報酬にて構成されています。中長期インセンティブ報酬には、株式報酬型ストックオプションを採用しています。社外取締役および監査役の報酬は、基本報酬のみの構成としています。
なお、報酬制度や水準は、外部機関の客観的な評価データ等を活用しながら、妥当性を検証しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役のサポート体制
担当部署:経営企画部、秘書室
情報伝達体制:社外取締役の職務執行に必要な情報は担当者を通して伝達される体制を構築しています。取締役会の開催に際しては、資料の事前配布および事前説明を実施しています。

社外監査役のサポート体制
担当部署:監査役付
担当者:有
情報伝達体制:社外監査役の職務を補助するものとして取締役の指揮・命令に服さない監査役スタッフを配しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役設置会社として取締役会および監査役会を設置するとともに、執行役員制度を導入し、業務執行と監督の分離による意思決定プロセスの迅速化を図っています。また独立した客観的な立場から実効性の高い監督を行うため、複数の社外取締役を招聘し、人事・報酬に関わる任意の委員会を設置するなど、経営の公正性・透明性の向上に努めています。監査役・監査役会による客観的な監査に加え、社外取締役を含むリスク管理委員会の設置などにより、コンプライアンスの徹底およびリスク管理の強化に取り組んでおります。
(1)取締役会
取締役会は原則として月1回開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、経営の基本方針など重要事項の決定と業務執行の監督を行っていま

す。取締役会は7名で構成され、うち2名を独立性の高い社外取締役とすることにより、経営の公正性・透明性の向上を図っています。また、取締役会の議長は会長が務めることとしています。なお、事業年度ごとの経営責任をより明確にするため、取締役の任期を1年としています。

⑵監査役会

監査役会は4名の監査役で構成され、うち2名は独立性の高い社外監査役です。監査役は、監査役会で決定した監査方針、方法等に基づき、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役などから受領した報告内容の検証、会社の業務および財産の状況に関する調査などを行い、社外取締役、および内部監査部門・会計監査人との緊密な連携のもと、取締役の職務の執行を監査しています。また当社は監査役の職務を補助するため、取締役の指揮命令に服さない監査役スタッフを配置しています。

⑶執行役員制度

当社は、取締役会で決定された経営の基本方針などに則って業務を執行する執行役員を設置することで、業務執行と監督を分離し、意思決定プロセスの迅速化を図っています。さらに、社長執行役員の意思決定を補佐する機関として、執行役員会を設置しています。

⑷任意の委員会の活用

当社は、役員の選任および役員報酬の決定にかかわるプロセスの透明性を確保するため、任意の委員会として人事・報酬諮問委員会を設置しています。同委員会は社外役員を主要な構成員とし、取締役・執行役員等の選解任ならびに報酬制度・水準などについて客観的な視点から審議の上、取締役会に答申を行います。

さらに、業務執行に伴うリスクを把握し的確に対処するため、社外取締役および監査役をアドバイザーとするリスク管理委員会を設置し、コンプライアンスの徹底およびリスク管理の強化を図っています。

⑸会計監査

会計監査については新日本有限責任監査法人を選任し、定期的に会計監査を受けるほか、随時相談を行うことで、会計処理の透明性と正確性の向上に努めています。会計監査を執行中の公認会計士は、新日本有限責任監査法人所属の木村修、佐藤晶の2名です。また、監査業務に係る補助者として、新日本有限責任監査法人所属の公認会計士17名、その他21名 が従事しております（2015年度（2016年3月期）実績）。

（※1）継続監査年数については、全員7年以下のため記載を省略している。

（※2）同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっている。

⑹内部監査

当社は内部監査組織として、内部監査士7名を含む11名 から構成される監査室を設置しています。監査室は、会社業務全般について、その実態を適正に把握するとともに、業務遂行の過誤不正を発見、防止し、経営の合理化および業務の改善を支えていくことを目的として内部監査を実施しています。なお監査室は、内部監査機能に加えて、OKIグループの財務報告に係る内部統制の実施推進、全体評価機能を有しています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が現在の体制を採用しているのは、業務執行と監督を分離し、複数の社外取締役の積極的な関与などにより監督機能を強化すること、および経営から独立した監査役による客観的な監査を行うこと、さらには任意の委員会の設置などの工夫を行うことにより、「経営の公正性・透明性の向上」「意思決定プロセスの迅速化」「コンプライアンスの徹底およびリスク管理の強化」が着実に実現できるとの判断によります。引き続きステークホルダーの皆さまに対する責務を認識し、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年は、総会開催日の22日前である6月2日に発送し、かつ発送前の5月30日に当社ホームページおよび東京証券取引所の東証上場会社情報サービスにて開示しております。
電磁的方法による議決権の行使	2002年6月より実施しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	ICJ による機関投資家向け議決権行使システムに参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	英文招集通知を作成し、Web 開示を行っています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会を開催するとともに中期経営計画などに関する経営説明会を適宜開催し、代表者もしくは経理担当役員が説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	あらゆる投資家の方にご覧頂けるよう、IR 関連資料は専用サイト「投資家の皆様へ」にまとめて掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部内にIR 専任部署（IR 室）を設置しています（専任2 名）。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「OKI グループ企業行動憲章」（2005 年10 月制定）において、「すべてのステークホルダーの皆様の信頼を得ることが、企業価値向上の基盤である」という基本姿勢を明示しています。2012年10月には、ステークホルダーの信頼に応えるため、コンプライアンスの徹底を経営陣が率先垂範することを明示した「コンプライアンス宣言」を制定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動については「OKIグループ環境ビジョン2020」を掲げ、「OKIグループ環境方針」のもと環境経営を実践し、グループ全体をマネジメントしています。また、環境活動計画を策定し、中期目標と年度目標を定めて取り組みを推進しています。 CSRについては「OKIグループ企業行動憲章」および「OKIグループ行動規範」の社員への徹底を基盤に、社内各部門においてステークホルダーの信頼を得るための諸活動に取り組んでいます。 これらの活動状況については毎年報告書を発行し、ウェブサイトでも情報を開示しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「OKI グループ企業行動憲章」の項目として「コミュニケーション」を掲げ、「OKI グループは、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を適時かつ公正に開示します。」という基本方針を明示しています。また2007 年8 月に制定した「OKI グループ行動規範」において、この基本方針を役員・社員一人ひとりが実行するための規範項目を定めています。
その他	＜ダイバーシティの推進および女性の活躍推進＞ OKIは、社会環境の変化に対応し持続的に発展し続けていくためには、多様な人材がそれぞれの能力を最大限発揮することが不可欠であるとの認識にたち、ダイバーシティを推進しています。「人材強化」および「企業風土の改革」を推進していく役割を担う「ダイバーシティ推進チーム」を人事部に設置しているほか、2015年には幹部社員の全員を対象にした「ダイバーシティ・マネジメントセミナー」を実施し、社員の意識醸成を図っています。 特に、女性の活躍推進については「中期経営計画2016」の経営戦略の重点施策として取り組

	んでいます。女性の幹部社員比率や、新卒採用者の女性比率について目標値を設け、行動計画を策定しています。女性リーダーの育成に注力し「スキルアップによる女性リーダー育成」や「選抜女性リーダー育成」などの研修を実施し、女性への教育機会を充実させています。また、「女性活躍支援セミナー」を開催し、役員をはじめとする部門責任者と女性社員が一緒に女性の活躍について考え、課題解決の取り組みについて意見交換する場を設けています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制を整備しています。
また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応して内部統制報告書を関東財務局へ提出し、財務報告に係る内部統制の有効性に対する評価結果を開示しています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1)コンプライアンスを確保するための基礎として、「OKIグループ企業行動憲章」、「OKIグループ行動規範」を定める。また役員は「コンプライアンス宣言」に則り、コンプライアンス活動を率先垂範する。
2)コンプライアンス責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスプログラムに関する基本方針を審議・検討する。
3)コンプライアンス委員会で決定された基本方針に基づき、コンプライアンス所管部門が取締役及び使用人への教育研修等の具体的な施策を企画・立案・推進する。教育研修に関しては、eラーニング等の仕組みを活用し、各人のコンプライアンスに対する意識向上を図る。
4)社外取締役、監査役にも通報する仕組みを有する内部通報規程を定め、通報・相談窓口を設置することにより、不正行為の早期発見と是正を図る。
5)市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、警察等関連機関と連携し、組織全体として一切の関係を遮断するように毅然とした態度で臨む。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、法令・社内規程に則り適切に保存・保管をする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1)リスク管理委員会を設置して、当社及びグループ各社の事業活動に伴うリスクを的確に把握し、その顕在化を防ぐための施策を推進する。
2)リスクマネジメント規程に則り、各部門はその担当業務に関連して発生しうるリスクの管理を行う。全社的な管理を必要とするリスクについては統括部門を定め、統括部門はリスクを評価した上で対応方針を決定し、これに基づき適切な体制を構築する。
3)リスク発生時には全社緊急対策本部を設置し、これにあたる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1)定例の取締役会を原則として毎月1回開催し、経営の基本方針など重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
2)取締役会で決定された経営の基本方針などに則って業務を執行する執行役員を設置することで、業務執行と監督を分離し、意思決定プロセスの迅速化を図る。さらに、執行役員等で構成する執行役員会を開催し、社長執行役員の意思決定を補佐する。
3)業務執行に当たっては業務分掌規程、権限規程において責任と権限を定める。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
1)グループ各社における業務の適正を確保するため、グループ全体に適用する価値観として「OKIグループ企業行動憲章」を定める。グループ各社の全役員・社員が準拠すべき行動の規範として「OKIグループ行動規範」を定め周知徹底を図る。
2)当社コンプライアンス所管部門は、グループ各社のコンプライアンス推進責任者を通じグループ共通のコンプライアンス推進の諸施策をグループ内に展開する。さらに、各社における施策の遂行状況を定期的なモニタリングにより把握し、コンプライアンス委員会に報告する。
3)グループ各社は、その社外取締役、監査役にも通報する仕組みを有する内部通報規程を定め、通報・相談窓口を設置し、当社への報告の上、不正行為の早期発見と是正を図る
4)経営管理については、グループ企業管理規程に則り、グループ各社から定期的及び適時に必要な報告を受け、経営実態を把握し、グループ各社の機関設計、規程体系、事業計画等をはじめとして必要な助言・指導を行う。
5)当社及びグループ各社は、財務報告の信頼性を確保するために関連諸法に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備し、その維持・改善に努める。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制
1)監査役の職務を補助するものとして監査役スタッフを置く。
2)独立性や指示の実効性を確保するため、監査役スタッフは取締役の指揮命令に服さない使用人を配置するとともに、その人事異動、人事評価については、監査役会の事前の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
1)取締役は、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
2)常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、執行役員会に出席をするとともに、主要な稟議書を閲覧する。
3)監査役はアドバイザーとしてリスク管理委員会に出席し、必要な報告を受ける。
4)監査役は内部通報規程に基づき内部通報を受けるとともに、内部通報所管部門から半期毎にその運用状況の報告を受ける。
5)監査役は内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告を取締役及び使用人から定期的に受けるほか、必要と判断した事項については取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
6)監査役に対する報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1)監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的・実効的な監査を実施する。
2)監査役は、会計監査人との定期的な会合、会計監査人の往査等への立ち会いのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について適宜報告を求める等、会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。
3)監査役の職務を執行する上で必要となる費用は、会社が支払うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、警察等関連機関と連携し、組織全体として一切の関係を遮断するように毅然とした態度で臨みます。
（反社会的勢力排除に向けた整備状況）

1. 「OKIグループ行動規範」において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを明示しています。
2. 対応統括部署を総務部と定め、各地区、事業場に不当要求防止責任者を設置しています。
3. 公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、警察等関連機関とも緊密な連携を構築しています。
4. 社内、業界内の経験の蓄積、警察等関連機関からの情報収集に努め、反社会的勢力に関する情報をデータベース化し、被害防止に役立てています。
5. 対応マニュアルを整備し、各地区、事業場における不当要求防止責任者を通じた研修、教育を行っています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

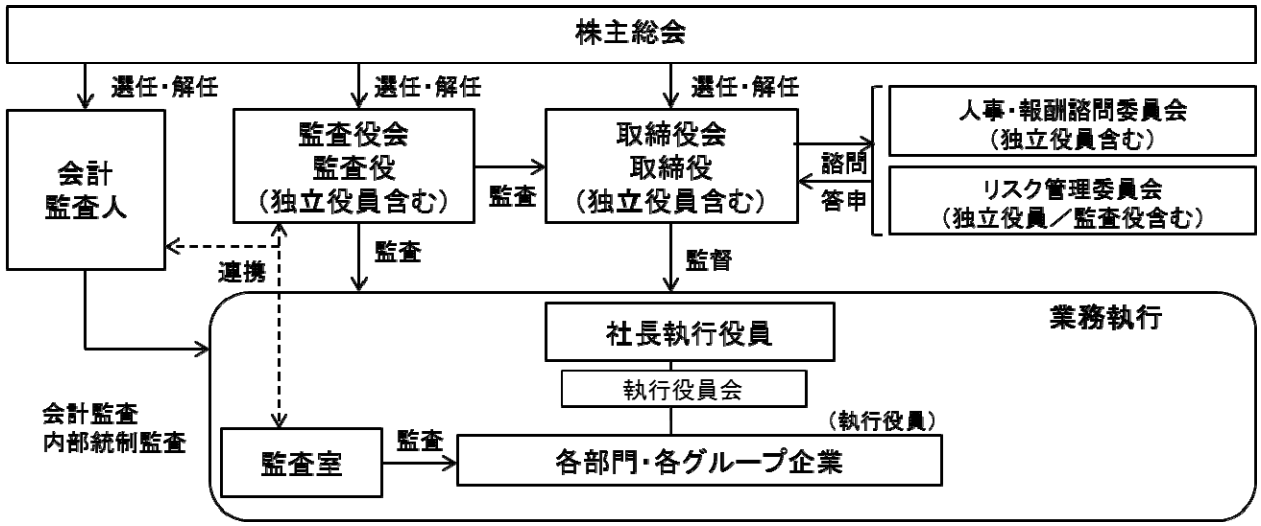
該当項目に関する補足説明

―――

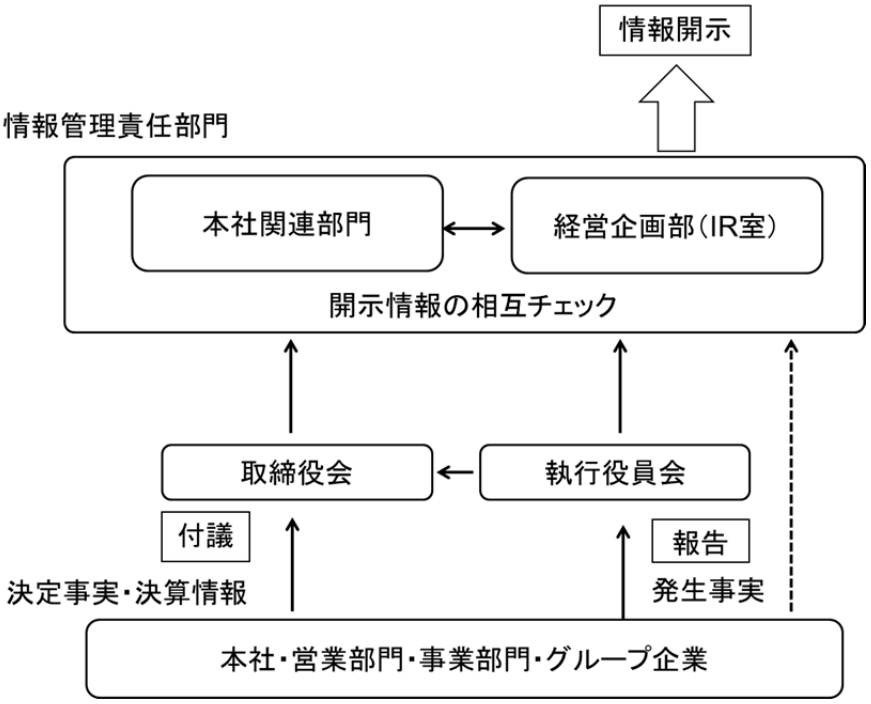
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

（適時開示体制の概要）
　取締役会、あるいは執行役員会で決定した事実は、議事録などにより情報取扱責任者に伝えられます。また重要な発生事実は、各部門が情報取扱責任者に報告しています。これらの情報は情報管理責任部門で情報チェックの上で開示について検討されます。
　すなわち、当該情報が適時開示規則に定められた事項に該当するか否かの判断や、該当する場合は開示手段の決定や資料作成を行っています。開示にあたっては速やかに情報取扱担当により証券取引所への登録やメディアへのリリース、自社ウェブサイトでの公表など適時開示を行っています。また適時開示規則において開示義務がないとされる情報についても、投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断したものについては、上記と同様の手続きで公表しています。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】


情報開示
情報管理責任部門
本社関連部門
経営企画部（IR室）
開示情報の相互チェック
取締役会
執行役員会
付議
報告
決定事実・決算情報
発生事実
本社・営業部門・事業部門・グループ企業